

第3 イギリス

イギリスにおける銃器の所持、購入等については、銃器法によって規制されている。1998年に公表された国連の報告書（「International Study on FIREARM REGULATION」）によれば、人口1,000人当たりの銃器所持者は、14.84人（日本1.91人）で、人口1,000人当たりの銃器数は、36.58丁（日本3.28丁）である。

1 調査日時・場所

平成13年8月31日

於 イギリス内務省

2 先方対応者

内務省警察防犯局銃器課担当官

テムズバレー警察担当官

3 聴取内容

ア 許可制度の概要

銃器を購入し、取得し、又は所持しようとする者は、警察本部長（Chief Officer of Police）の許可を受けなければならない（銃器法（Firearms Act 1968）1）こととされている。けん銃や空気銃については銃器許可証（firearm certificate）を、散弾銃については散弾銃許可証（shot gun certificate）を警察から得ることが必要とされている。

銃器許可証については銃器法27(1)において、散弾銃許可証については銃器法28(1)において、それぞれ欠格事由として「公共の安全又は平穩に対する危険（danger to the public safety or to the peace）」のある者が定められている。「公共の安全又は平穩に対する危険」は、不健全な精神（unsound mind）を包含する概念である。

イ 銃器所有の適性に関する手引き

内務省が各警察本部長あてに銃器所持許可申請者に対する調査に活用するための「GUIDANCE TO THE POLICE: FITNESS TO POSSESS FIREARMS」と題する手引きを配布している。この手引きでは、警察本部長は、銃器の所持許可申請又は取消しの審査において次の要素を考慮することとされている。

- 所持を禁じられている者及び犯罪への関与が認められ、又は疑われる者（Prohibited persons and others known, or suspected, of criminal involvement）
- 飲酒癖（Intemperate habits）
- 不健全な精神（Unsound mind）
- 銃器の安全な保管及び取扱い（Safe-keeping and handling of firearms）
- 許可当局に対する基本的な協力（Elementary co-operation with the licensing authority）
- 更なる情報（Further information）

このうち、不健全な精神については、許可申請者又は許可証保持者がうつ病の兆候、自殺性向、持続的若しくは断続的な感情的不安定若しくは予測できない行動を示した、又は示している状況に注意しなければならないこと、うつ病といった特定の病気の治療を受けたことをもって直ちに銃器所持の適性がないとはならないことなどとされて

いる。

また、更なる情報として、許可申請者がうつ病を含む精神又は神経の障害があったことを明らかにし、担当医（GP:General Practitioner）の関与に同意する場合には、担当医に許可申請者の状態の詳細を記述することを依頼するものとするなどとされている。

銃器許可証又は散弾銃許可証の申請書には、精神障害、てんかんの既往歴等を申告する項目がある。

15a Do you suffer from any medical condition or disability including alcohol and drug related conditions?

no yes If yes give details

15b Have you now, or have you ever had Epilepsy?

no yes If yes give details

15c Have you ever attended your present or a previous General Practitioner (GP) for treatment of depression or any other kind of mental or nervous disorder?

no yes If yes give details

ウ 許可審査の概要

許可の申請を受けた各警察は、まず提出された申請書の記載事項を確認し、次に、コンピュータに入力されている各種情報、地域担当官（local intelligence officer）が有する騒音苦情、飲酒歴等の情報、犯罪歴等を照会する。さらに、調査担当官（inquiry officer）がすべての許可申請者に対して訪問調査を実施する。テムズバレー警察では、10人の調査担当官がおり、このうち7人が元警察官である。訪問調査においては、薬物の使用経験、飲酒癖、家庭環境、銃器を安全に保管できる住居に住んでいるかどうか等について質問する。調査担当官は、銃器所持の必要性等を含む調査結果をまとめる。

許可申請者の状態の詳細の記述を依頼された担当医は、「銃器を所持するべきではないと考える。」等と簡単に記述する者から詳細に記述する者まで様々であり、許可申請者の同意を得た上で、担当医が専門医に回付することもある。

また、銃器法 27(1)において

A firearm certificate shall be granted where the chief officer of police is satisfied
- (c) that in all the circumstances the applicant can be permitted to have the firearm or ammunition in his possession without danger to the public safety or to the peace.

と定められており、警察本部長が確信する（is satisfied）に至らない場合は許可しなくてもよい仕組みとなっている。したがって、審査期間に制限はなく、また、例えば、刑事罰を受けるに至らないようなものも含めて違法行為を繰り返す者については、警察本部長が確信することはなく、許可は与えられない。

許可申請が拒否される場合としては、ストレス、自殺性向や配偶者に対する暴力によるものが多い。

第4 ドイツ

ドイツにおける銃器の所持、購入等については、武器法によって規制されている。

1998年に公表された国連の報告書（「International Study on FIREARM REGULATION」）によれば、人口1,000人当たりの銃器所持者は、122.56人（日本1.91人）である。

1 調査日時・場所

平成13年8月29日

於 ドイツ内務省

2 先方対応者

内務省国内治安局第一課担当官

ベルリン州内務省刑事局担当官等

3 聴取内容

ア 許可制度の概要

銃器を取得しようとする者は、所轄官庁の許可が必要である。許可は、武器所持証によって与えられる。（武器法（Waffengesetz）28(1)）

武器所持証は、次の場合には与えられない。（武器法30(1)）

- 申請者が18歳に達していない場合
- 申請者が所持に関して必要とされる信頼性、専門知識又は身体の適性を欠くと認められる場合
- 必要性が証明されない場合

このうち、信頼性については、次に該当する事実が認められる場合には、否定される。（武器法5(2)4）

- アルコール中毒、薬物中毒、精神障害又は知的障害

イ 許可審査の概要

州内務省等の所轄官庁は、申請者を面接する。ベルリン州では、許可申請者を出頭させて面接している。このとき、例えば、「許可できない。」と言って申請者の反応を見るといった手法がある。激高するような場合には、信頼性を欠くと判断できる。

面接の結果、信頼性が疑われる場合には、専門医に鑑定を依頼する。専門医は、銃器を所持する適性の有無を鑑定する。

なお、申請者が診断書を提出する義務はない。

面接のほか、前科照会、住民登録照会等を行う。住民登録照会によって、法的行為能力がないこと、精神医療を受けていること等が分かる。また、刑事警察部門や許可が取り消された事実等が登録されている連邦中央登録所にも照会する。

前科者、銃を振り回す者等明らかに信頼性を欠く者については、鑑定を行うことなく許可申請を拒否することとなる。

一般的に言って、精神障害者に対して許可が与えられることはないと思われる。

許可申請が拒否される場合としては、飲酒癖や薬物中毒によるものが多い。

ウ 取消し制度

許可の取消し制度はあるが、武器所持証保有者の家族を説得して武器所持証を返納させることが少なくない。

エ 許可期間

許可に有効期間はないが、5年以内に再審査することとなっている。

オ 射撃場経営者に対する規制

信頼性を必要としている。(武器法 44(1))

第5 フランス

フランスにおける銃器の取得等については、法律等によって規制されている。

1 調査日時・場所

平成13年8月27日

於 パリ市内

2 先方対応者

内務省国際技術協力部アジア担当課担当官

在東京フランス大使館担当官

3 聴取内容

ア 許可制度の概要

DÉCRET-LOI DU 18 AVRIL 1939、DÉCRET No95-589 DU 6 MAI 1995等により銃器が規制されている。

けん銃、狩猟用銃器等の銃器の取得又は保管には、申請者の住居を管轄する県の地方長官の許可が必要とされている。申請を受理した県当局からの連絡により管轄警察が面接等によって申請者の調査を行い、銃器の取得・保管に関する意見書を県当局に提出する。県当局は、意見書を勘案した上で、許可・不許可を決定する。

精神科病院に入院させられたことがある者が許可を申請する場合には、銃器を取得し、又は保管する能力がある旨の専門家の意見書を同意見書発行の日から15日以内に県当局に提出しなければならない。県当局は、専門家の意見書を勘案した上で、許可・不許可を決定する。専門家とは次の者をいう。(DÉCRET No95-589 DU 6 MAI 1995 Article40)

ア 臨床医たる資格を有する大学教授、精神障害患者の治療に当たっている機関の臨床医、公的又は私的な施設で治療に当たった経験を有する臨床医及び精神医療施設で治療に当たっている精神科医

イ 精神科医養成機関及び医療研究施設の教員

ウ 警察医

エ 精神医学に関して裁判所から認証された専門家

オ 精神医学に関する専門的研究者として証明又はその資格を認証された専門医

イ 許可審査の概要

精神障害者に関するデータベースはないが、警察が有する種々の情報を警察署間で交換するなどによって精神障害治療経歴の有無を知ることができる。例えば、精神障害治療歴のある者が専門家の意見書を添えずに A 警察署管内で申請し、最終的に不許可とされた後、B 警察署管内で同様の申請をしても、AB 警察署間の情報交換により不許可とされる。

精神障害者が銃器を使用して他人を殺傷する事案は、詳細な統計はないものの、件数はかなり少ない。精神障害を有する者が、合法的に銃器を所持する父親から銃器を奪い取って父親に対して発砲したという事例が4年ほど前にあった。